

## 平成28年度子ども・子育て支援事業計画進捗状況報告書意見票及び回答

1	ページ	P2 東村山市子ども・子育て支援事業計画	子ども総務課
	意見・質問	大きなことで申し訳ないのですが…。しっかりとした分かりやすい目標を掲げ、それに向かって、子どもたちの段階ごとに小目標を掲げるような、東村山市として一体感があるとよいと思う。例えば「東村山市は〇〇〇(学力を高める、自然を愛する、健康第一)な子どもを育てます」	
回 答			
<p>本計画は、国の「子ども・子育て支援新制度」の考え方に基づき、東村山市子ども・子育て会議で多くの委員の方が協議を重ね策定した、平成27年度から32年度の5か年の東村山市子ども・子育て支援事業計画計画です。</p> <p>その中で、「地域と共にすべての子どもと大人がいっしょに育つまち」を目指すべき将来像としてを掲げ、その実現の為に3つの基本目標を定め、東村山市の各子育て支援事業を展開しています。</p> <p>基本目標1 安心して子どもを生み育てられるまちにします          基本目標2 幼稚園・保育所・認定こども園などの質を高め、必要な人が利用できるようにします          基本目標3 「地域まるごと子育て支援」をすすめます</p>			

2	ページ	P7 (2)2号認定 P9 ②1～2歳児	子ども育成課
	意見・質問	欠員がある保育所等がある一方で、一定数の待機児童がいるのは、不便なところにあるということか？料金の問題(補助等)か？	
回 答			
<p>保育所等の利用者負担額(保育料)は市内の保育所であれば、どの保育所であっても、所得に応じて一律のご負担をいただいております。直接的な要因ではないと考えております。</p> <p>利便性につきましては施設の性質上、居住地域や通勤経路、その他の様々な要素が関係していることが考えられ、これらを踏まえながら、引き続き待機児童の分析を進めてまいりたいと考えております。</p>			

3	ページ	P6、7、8、(1)1号認定 【3～5歳教育標準時間：認定こども園・幼稚園】、子ども育成課
	意見・質問	今後の取組みの方向性に「内容面の分析」が必要とありますが、具体的には何なのでしょう。
回 答		
<p>ニーズの不一致等に関しては、保育所等の施設の性質上、居住地域や通勤経路、その他様々な要素が関係していることが考えられます。それらを始め、待機児童の経年的な地域傾向や、年齢別の人数などの要素を踏まえ、待機児童の分析を進めることが、待機児童の解消に向けた取組みの一つとして必要であると考えています。</p>		

4	ページ	P8 (3)3号認定	子ども育成課
	意見・質問	計画の達成状況が100%であり、前年と比べて改善されています。AからB評価へと差替した理由をお聞かせ下さい。	
回答			
<p>ご指摘のとおり、確保の方策に対する確保の実績について、平成27年度は1人の不足が生じていたところ、平成28年度は0人であったことから過不足は生じておりません。</p> <p>数値に過不足が生じていないことから、計画の達成状況としては100%以上とさせていただいておりますが、依然として待機児童が存在することから、総合評価として、B評価にさせていただいたところです。</p>			

5	ページ	P12(2)時間外保育事業	子ども育成課
	意見・質問	今後の取り組みの方向性に、「今後の課題としては、20時までの延長保育」とありますが、19時までの12時間保育がギリギリだと思います。子供にとって第一に考えたいです。	
回答			
<p>「20時までの延長保育(13時間保育)」につきましては、様々なご意見があるところであり、当市としてもその拡充のみを意図して推進する事業と認識しているものではありませんが、その一方で昨今の多様な保育需要に対する選択肢として一定数の確保は必要であると考えております。今後とも利用する皆様の選択に資する環境整備に努めてまいりたいと考えております。</p>			

6	ページ	P13 (4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども育成課
	意見・質問	第二・第六保育園の民間移管について28年度にその取組みを開始したことが「28年度の成果」に結びつくことから、「28年度の成果」にこの旨を表示するとともに、「今後の取組みの方向性」に、29年度に移管業者の決定等具体的な方向を表示することが望ましいと考えるところです。	
回答			
<p>先にご意見を頂戴した際にもご回答申し上げましたが、公立保育所(第二・第六保育園)の民間移管につきましては、この「子ども・子育て支援事業計画」とは別に策定した、「東村山市保育施策の推進に関する基本方針」に基づき推進している事業でございます。</p> <p>また、ご指摘の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」(12ページ)については、子ども子育て支援法第59条における「地域子ども・子育て支援事業」として、新規参入する多様な事業者への巡回支援や、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築に要する費用を補助する事業が本来その対象となるものですが、現状において当市ではこれらに該当する事業を実施していないため、趣旨の近い取り組みについて記載させていただいております。</p> <p>このため、個別具体的な事業に関しては、本事業に関する報告として馴染まないものである旨ご理解いただきたく存じます。</p>			

7	ページ	P18 (8)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に関する支援に資する事業 子ども家庭支援センター(旧 子育て支援課)
	意見・質問	平成28年度の成果のところ、「(実績)訪問実家庭数1家庭 派遣日数60日」の「実家庭」とはどんな意味ですか。
回 答		
<p>実家庭数とは、養育支援訪問を行った家庭の実数のことです。例えば、ある家庭への訪問支援を3ヶ月間行ったのち、同じ家庭に再び訪問支援を行ったとしても、訪問実家庭数は1家庭と計上します。</p>		

8	ページ	P19 (9)地域子育て支援拠点事業 子ども総務課
	意見・質問	平成28年度の成果のところ 孤立しがちな外国の方に子育てひろばへの「理解」となっていますが、子育てひろばへの「案内」としたほうがよいのではないのでしょうか。
回 答		
ご意見のとおり修正いたします。		

9	ページ	P22 ②その他(一時保育) 子ども育成課・子ども総務課
	意見・質問	前年度からの増えも見ると、確保の方策が低く達成状況の数値が高くなっているように思いますが、実際、保育園の一時預かりの利用状況は、どうなんでしょうか。毎月の空き状況など。
回 答		
<p>保育園における一時保育の利用につきましては、年度や時期、また、実施施設によってもその状況は異なります。</p> <p>市内においては公立保育園1園、私立保育園6園の計7園で一時保育を実施し、それぞれ1日あたり概ね10名程度の受け入れを行っているところです。利用状況について市立第四保育園の例で申し上げますと、毎月若干の空きはあるものの、1か月を通じて利用は概ね充足しており、日によっては当日朝に利用キャンセル待ちをお願いする場合がございます。</p>		

10	ページ	P23 (11)病児保育事業 子ども育成課
	意見・質問	今後の取組みの方向性に「先進自治体の取組みを研究していきたい」となっていますが、研究ではなく「参考にして比較検討していきたい」の方がよいと思います。
回 答		
<p>「研究」という表現の中には、現状において本市では取り組んでいない、他自治体における先進的な取組みについて調査分析し、本市において採用できるものか否かを今後検討していきたいという趣旨が入っております。このことから、現状の表現が妥当であると考えております。</p>		

11	ページ	P30(3) ひとり親家庭の自立支援の推進 ②自立支援のための取り組みの推進 生活福祉課
	意見・質問	生活福祉課のところで、いずれの事業も市報やホームページ等のあとが空白になっています。つめてください。
回答		
ご意見のとおり修正いたします。		

12	ページ	P31 (4)障がい児施策の充実等 ②相談支援の充実 子ども・教育支援課
	意見・質問	②相談支援の充実 0歳から18歳までのお子さんとなっていますが、法令では0～18歳までを児童といっているのです、児童にしたらいかがでしょうか。
回答		
ご指摘いただいた通り、児童福祉法など福祉関係の各種法令においては「児童」とは0歳から18歳までの者をさす区分として用いられています。一方、学校教育法においては、幼稚園等で就学前教育を受けている者を「幼児」、小学校等の課程に在籍する者を「生徒」として区分しています。子ども相談室では、これらを踏まえて福祉・教育の視点を併せ持って相談・支援にあたり、18歳までという相談室における相談対象者をわかりやすく表現する言葉として「子ども」や「お子さん」を用いています。		

13	ページ	P33 (5)ワーク・ライフ・バランスの推進 市民相談・交流課
	意見・質問	『平成28年度の成果、今後の取組みの方向性』のところで 利用者の方 未就学児のお子さん 利用者の方 参加者の方 となっていますが、「の方」と「のお子さん」はいらないと思います。
回答		
ご意見のとおり修正いたします。		

14	ページ	P35 放課後子ども総合プランに基づく取組 児童課・社会教育課
	意見・質問	今後の取組みの方向性に「両事業」とありますが、「両事業」とは何の事でしょうか。
回答		
放課後子ども教室(社会教育課)、児童クラブ(児童課)の両課の事業でございます。		

	ページ	その他	児童課
15	意見・質問	児童クラブについて、正規職員が退職した際の嘱託職員について、応募があるのかとても心配している。直近の募集内容を教えてほしい。	
回 答			
平成29年度4月1日付採用の嘱託職員については募集人数6人に対し、10人の応募がありました。			